

「福祉の職場体験事業（障がい福祉等）」実施要領

1 目 的

障害福祉分野等への就職に関心を有する者に対して、障害福祉等の職場を体験する機会を提供することにより、就労への意欲を喚起し、円滑な就労を支援することを目的とする。

2 対象者 障害福祉分野等への就職に関心を有する者

3 受入施設 指定障害福祉サービス事業所 指定障害者支援施設（旧法指定施設及び知的障害者小規模通所授産施設を含む）

障害児通所支援事業所・障害児入所施設 児童福祉施設（保育所を除く） 社会福祉協議会等

4 実施方法

（１）職場体験の受入を希望する事業所（以下、「受入事業所等」という。）は、「福祉の職場体験事業（介護・障がい福祉等）受入申込書」（様式第１号）を社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に提出する。

（２）職場体験を希望する者（以下、「体験希望者」という。）は、「福祉の職場体験事業申込書」（様式第２号）を県社協に提出する。

なお、職場体験をした者（以下、「職場体験者」という。）のうち、学生については一人あたり年度内三千円を限度に交通費（自動車・電車・バスに係る費用）を支給する。

（３）県社協は、体験希望者及び受入事業所等と日程等について調整を行い、それぞれに決定通知を送付する。（様式第３号）（様式第４号）加えて、体験希望者に検温・行動履歴等チェックシート（別記）を送付する。

（４）体験希望者は、検温・行動履歴等チェックシート（別記）に記入し、体験前日に、受入事業所等へ提出するとともに、体験当日朝、体温を電話報告する。県社協には、受入事業所等から後日送付する。

（５）受入事業所等は、職場体験者が福祉の職場に対して理解を深めるため、体験プログラムを実施する。なお、受入事業所等が可能であれば、オンラインでの体験プログラムも可とする。

（６）受入事業所等は、職場体験期間の最終日から起算して 30 日以内に、「福祉の職場体験（介護・障がい福祉等）報告書及び体験費請求書」（様式第５号）を県社協へ提出する。

（７）職場体験を終了した者は、職場体験期間の最終日から起算して 7 日以内に「福祉の職場体験事業終了報告書（体験者用）」（様式第６号）を県社協へ提出する。

（８）県社協は、前２項の請求書受領後それぞれ 30 日以内に、当該事業所に「職場体験者受入謝金」を、職場体験者に「交通費」を送金する。

（９）体験希望者が希望する場合は、県社協において「福祉の職場体験事業終了報告書（体験者用）」（様式第６号）を受領した後、職場体験者に「福祉の職場体験事業参加証明書」（様式第７号）を発行する。

5 受入人数 体験希望者の受入人数は、予算の範囲内とする。

6 受入期間

（１）受入期間は、１ 受入事業所等につき最長 3 日間とし、複数事業所等で体験可とする。ただし、２ 事業所目を体験する場合、7 日間以上空ける事とする。

（２）受入時期は、令和 5 年 5 月 8 日から令和 6 年 2 月 29 日までの間で、体験希望者と受入事業所等との日程の調整により決定する。（オンライン体験はセンター営業日に限る）

7 受入時間

（１）（受入事業所等での見学・体験）原則として 1 日 8 時間とする。

ただし、受入事業所等の事情により 1 時間程度の短縮は可能とする。

（オンライン体験） 1 受入事業所等 1 ～ 2 時間程度

（２）開始時間及び終了時間は、受入事業所等の決めた時間とする。

8 体験内容（受入事業所等での見学・体験） ※新型コロナウイルス感染症対策をふまえたプログラムへの変更

（１）利用者の居住スペースへ立入見学、体験

（２）介護全般、レクリエーション活動の見学・体験（利用者との接触を伴わないもの）

（３）食事体験の実施はなし（配膳・下膳は可能）

（４）共有スペースの掃除、洗濯などの介護補助業務 の体験

(5) 相談業務の見学（ケース会議等への参加、見学）

※受入事業所等は、体験希望者の資格の有無、就労経験等を勘案して、(1)～(5)を組み合わせで体験プログラムを作成すること。

9 体験内容（オンライン体験）

- (1) ZOOM 等を用いたライブ中継方式での受入事業所等の見学(食事・レク等を含む)
- (2) ZOOM 等を用いた採用担当者、事業所職員等との面談
- (3) 動画を用いた受入事業所等の紹介
- (4) 受入事業所等においては、必要な機材（タブレット等）が用意できない場合は人材センターの備品を貸出して対応。
- (5) 体験希望者は、必要な機材等オンライン環境が用意できない場合は、人材センターへ来所しそこから受入事業所等と通信して行う。
- (6) その他、合理的な通信方法があれば、その都度関係者が協議して行う

10 職場体験者受入謝金

- (1) 職場体験者受入謝金は、体験希望者 1 人につき 1 日当たり 6,028 円とする。
- (2) オンライン職場体験受入謝金の上限は 40,000 円（保険料除く）とする。
- (3) 体験希望者の食費や被服費などの徴収については、各受入事業所等の定め（判断）による。

11 体験に伴う事故等の対応

- (1) 受入事業所等は、体験希望者の体験期間中の事故等に対応するため、保険に加入することとする。
- (2) 保険の加入手続きは県社協が一括して行い、保険料については、当該受入事業所等の職場体験者受入謝金から控除する。

12 個人情報の取扱いについて

本事業における個人情報は、本事業の運営にのみ利用することとし、「社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会個人情報保護規程」に基づき適正に管理する。

13 その他

- (1) 本事業は実習とは異なることから、原則として体験希望者の評価はしないこととする。
- (2) 受入事業所等は、天災や施設行事等のやむを得ない事情により、計画日に受入ができなかった場合、振替日を計画することとする。
- (3) 受入事業所等が体験希望者に対して検便や健康診断等を求める場合は、直接、体験希望者に指示することとし、その際に発生する費用の負担は各受入事業所等の定め（判断）による。
- (4) 受入事業所等は、体験希望者に対して「体験の心構え」「事業所等の概要」「事業所等の利用者のプライバシーや感染症への対応」などの事前指導を行うこととする。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。